議　　第　１８７　号

令和８年６月５日提出

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和５２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１０条第２項中「（以下この条において「個人番号カード」を「、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書（以下この条において「個人番号カード等」に、「、個人番号カード」を「、個人番号カード等」に改め、同条第３項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附　則

この条例は、令和８年６月１４日から施行する。

（提出理由）

印鑑登録者が印鑑登録証明書の交付申請の際に用いることができる確認書類として特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。